

福岡医発第2027号(地)

平成20年2月 7日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

医療法人の定款変更について

標記の件につきましては、平成19年11月1日付け、福岡医発第1338号(地)及び平成19年12月10日付け、福岡医発第1606号(地)にてご通知しておりましたが、日本医師会より再度別紙のとおり通知がありました。

本件については、平成19年4月1日施行の医療法改正による医療法人制度改革の内、(1)平成19年4月1日の医療法改正法全面施行後1年以内に、必要な定款変更をしなければならないこと、(2)ただし、経過措置が適用されて変更しなくても良い箇所(「持分」に応じた払戻し請求の規定及び残余財産の帰属先の規定)があることにつきましては、貴会におかれましてもご存知のことと存じ上げます。

また、日本医師会においても、一般向けホームページに、「医療法人制度改革」及び「『持分あり』医療法人の定款変更について」の二項目が掲載されるとともに、日医ニュース11月20日号には、「医療法人制度が変わりました！医療法人は平成20年3月末までに定款変更をしなければなりません」と題する周知用のビラを折り込んで周知に努めております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員各位への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 経過措置が適用される規定を変更した場合は、元に戻すことは認められず、また、課税される恐れもありますので、定款を変更される場合は特にご注意ください。
- 2) 添付書類一覧、新旧対照表、定款変更認可申請書及び議事録(見本)を併せてお送りいたしますので、ご参照の上、3月31日までに管轄の保健所(保健福祉環境事務所)に対して変更の手続きを行ってください。



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・廣瀬真恵



(地I176)

平成20年1月29日

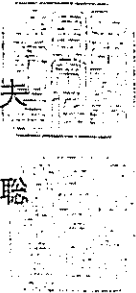
都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健 夫

今 村 聡



医療法人の定款等の変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

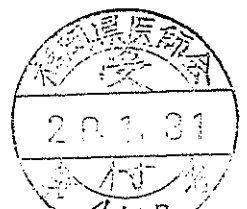
さて、平成19年4月1日施行の医療法改正による医療法人制度改革につきましては、これまで数次に渡って通知申し上げているところですが、定款・寄付行為の変更の受付期限を3月末に控え、改めて文書をお送りいたします。

医療法人制度改革により、(1) 19年4月1日の医療法改正法全面施行後1年以内に必要な定款等の変更をしなければならないこと、(2) ただし、経過措置が適用されて変更しなくても良い箇所(「持分」に応じた払戻し請求の規定及び残余財産の帰属先の規定)があることにつきましては、貴会におかれましてもご存知のことと存じ上げます。なお、都道府県によって変更認可申請の受付窓口や様式が定められております。

本会といたしましても、昨年末、一般向けホームページに「医療法人制度改革」及び「『持分あり』医療法人の定款変更について」の二項目を掲載するとともに、日医ニュース11月20日号に「医療法人制度が変わりました! 医療法人は平成20年3月末までに定款変更をしなければなりません」と題する周知用のビラを折り込むなど周知に努めてきた次第であります。

つきましては、貴会におかれましても、管下医療法人に対して定款等の変更など医療法人制度改革の周知につきまして、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

追って、持分の定めのある社団医療法人が上記経過措置が適用される規定を変更する場合(新制度医療法人への移行)の税制上の課題につきましては、平成20年度税制改正において一定の見直しが見込まれるものの、具体的な内容は現時点では未確定です。引き続き、解決に向けて関係省庁との折衝に努力する所存であることを申し添えます。



医療法人制度が変わりました！

医療法人は、平成20年3月末までに、
定款変更をしなければなりません※

ただし 経過措置があって、変更しない方がよい規定もあるので、ご注意！
税理士等の専門家にご相談ください。

定款変更をする場合でも、次の二点は経過措置が適用されますので、変更する必要はありません。
(この部分を変更した場合は課税のおそれもあります)

●「持分」に応じた払戻し請求 ●解散時の残余財産の帰属先

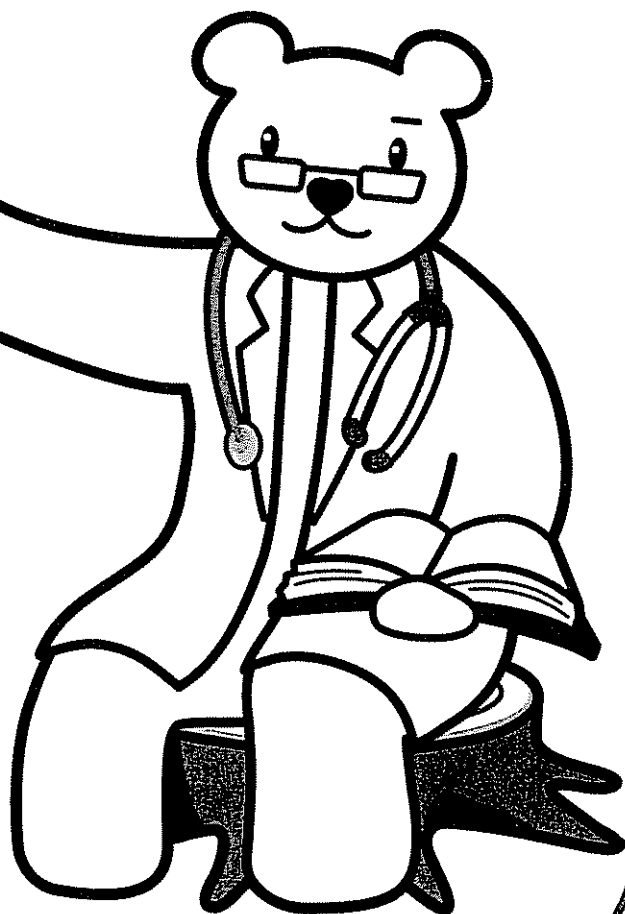


日本医師会ホームページをご覧ください。

詳しくは <http://www.med.or.jp/doctor/iryohou/houjin.html>



(一般向けホームページトップのPICK UP又は「ドクターのみなさまへ」)



お問い合わせ

日本医師会地域医療第1課
TEL：03-3942-6137
(税制に関することは、
年金税制課03-3942-6487)

※このポスターでは、平成19年3月31日までに設立された医療法人について説明しています。なお、定款変更は、医療法人社団の場合です。医療法人財団の場合は、寄附行為の変更になります。

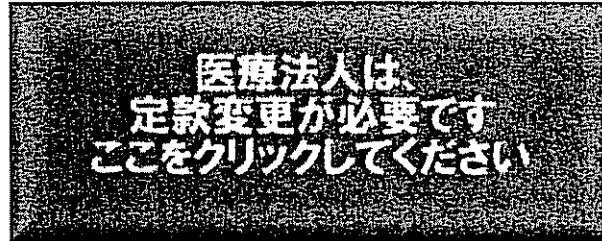
医療法人制度改革について

平成19年に施行された改正医療法により、医療法人制度が大きく変わりました。

特に、「持分あり」医療法人の廃止と、残余財産の帰属先の制限の二つが、課税問題を含め、大きなテーマとなっています。

医療法人制度改革は、地域医療の安定性、持続性にとっても重要ですので、この2点を中心にポイントをまとめました。

現在医療法人を運営されている先生、あるいはこれから医療法人を設立しようとお考えになっている先生にとって、参考となれば幸いです。



注)

このページでは、なるべく簡潔に説明をしています。そのため、呼称等が法令上の表現とは異なり、厳密性を欠く場合がありますので、ご了承ください。

また、社会医療法人、特定医療法人、特別医療法人は、ここでは扱いません。

- 医療法人制度改革の主なポイントは、[こちら](#)をクリック
- 関係法令や説明資料は、[こちら](#)をクリック

「持分あり」医療法人の廃止

- 現在の医療法人のほとんどを占める「持分の定めのある医療法人」が廃止されました。
- 新たに設立する医療法人は、全て「持分の定めのない医療法人」となります。
- つまり、医療法人を退社(脱退)するときに、出資額に応じて払戻しを請求することはできません。
- ただし、既存の医療法人には、経過措置が適用されます。
- 「持分あり」医療法人に代えて、「基金拠出型医療法人」が制度化されています。

 既存の医療法人が、いったん、持分の定めをなくした場合は、再び「持分あり」医療法人に戻すことができません。

 「持分あり」から、「持分なし」へ移行する場合の課税の問題が解決されていません。

- 移行した場合、医療法人に対する贈与税、出資者個人に対する所得税(配当所得)など、課税問題が生ずるおそれがあります(下記の残余財産の帰属先の変更とともに)。
- 「持分なし」医療法人へ移行する場合には、税理士・公認会計士等に十分に相談のうえ慎重に検討してください。
- 日本医師会では、現在、課税問題が生じないよう関係各方面に要望しているところです。→[こちら](#)をクリック

残余財産の帰属先の制限

- 医療法人の残余財産(医療法人を解散し、清算した後に残った財産)の帰属先が、国、地

- 方公共団体、公的医療機関の開設者、他の医療法人、医師会に限定されました。
- 今までは、医療法人の残余財産の帰属先に制限はなく、出資者個人を帰属先にしているケースもありましたが、今後は認められません。
 - つまり、医療法人解散時に、社員などが、残余財産から出資持分に応じた額の払戻しを受けることはできません。
 - 定款や寄付行為に、残余財産の帰属先の規定が無い場合には、国庫に帰属することになります。
 - 既存の医療法人には、経過措置が適用されます。



既存の医療法人が、定款を変更して、残余財産の帰属先を定めるときは、国、地方公共団体、他の医療法人、医師会に限られます。個人は認められません。
また、いったん帰属先を変更した場合は、再び元の帰属先に戻すことができません。

■ 医療法人制度改革の主なポイント

医療法人の定款変更等については、こちらも参照してください。

★ 「持分あり」医療法人の廃止

- ★ 新たに医療法人を設立するときには、すべて、持分の定めのない医療法人となる。
- ★ 既存の医療法人は経過措置が適用される。
ただし、定款を変更して、いったん持分の定めのない医療法人に移行したときは、再び「持分あり」医療法人に戻すことはできない。

★ 残余財産の帰属先の制限

- ★ 残余財産(医療法人を解散し、清算した後に残った財産)の帰属先が、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者(日本赤十字社等)、他の医療法人(財団、持分の定めのない社団)、医師会(病院経営をする都道府県／郡市区医師会)に限定された。
- ★ 定款・寄付行為に、残余財産の帰属先の規定がない場合は、国庫に帰属。
- ★ 既存の医療法人は経過措置が適用される(「経過措置型医療法人」)。
ただし、定款を変更して、残余財産の帰属先を定めるときは、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者、他の医療法人、医師会に限られる。また、そのときは、再び元の帰属先に戻すことができない。
医療法人財団であっても、寄付行為の残余財産の帰属先の規定によっては、経過措置が適用される。

★ 「基金拠出型医療法人」の創設

- ★ 「基金拠出型医療法人」とは、「基金」の制度を採用した医療法人社団をいう。
今までの「持分あり」医療法人に代わるもの。
- ★ 「基金」とは、医療法人の財産として拠出されるもので、法人の活動原資となるもの。土地や建物、診療設備、債権など金銭以外の財産を拠出する場合も含まれる。
- ★ 医療法人は、拠出者に対し、定款の規定に基づいて基金の返還義務を負う。返還には、総会決議が必要。
個々の返還額は拠出額が上限。ただし、返還の総額は、純資産額から、基金総額や資本剰余金等を差し引いた額が限度。
- ★ 医療法人の剰余金の分配禁止の原則から、基金を返還するときに利息を付すことはできない。
- ★ 基金拠出型医療法人は、持分に応じた金額を、医療法人の資産から払戻しを受けることができた「持分」あり医療法人とは異なる。
したがって、基金の拠出者は、拠出割合などに応じて拠出額よりも多い額の返還(払戻し)を受けることはできない。

- ★ 基金制度を採用するか否かは、それぞれの医療法人の判断による。
ただし、「持分あり」医療法人、社会医療法人、特定医療法人は、基金制度を採用できない。

★ 医療法人の作成書類等に関する見直し

- ★ 医療法人が毎会計年度に作成すべき書類として、事業報告書を追加(従来は、財産目録、貸借対照表、損益計算書)
- ★ 医療法人の各事務所に備え置くべき書類として、事業報告書や監査報告書を追加。債権者にに加え社員や評議員による閲覧請求も規定。
- ★ 毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書)、監査報告書を、都道府県知事に届け出る事を規定
- ★ 都道府県知事は、第三者から、定款・寄付行為、事業報告書等や監査報告書の閲覧請求があった場合には、閲覧に供しなければならない(過去3年間まで)。

★ 役員に関する見直し

- ★ 役員の任期を2年に規定(再任は可能)
- ★ 監事の職務(業務監査、財産状況の監査、監査報告書の作成・提出など)を医療法に規定(従来は、民法の規定を準用)。

★ 社員総会に関する規定の見直し(医療法人社団の場合)

- ★ 医療法に、社員総会を規定(従来は、民法の規定を準用)。
- ★ 社員総会の議決権を、各自1個とすることを規定。

★ 附帯業務の拡大

- ★ 有料老人ホームの経営 ※高齢者専用賃貸住宅の経営も追加。

★ 医療法人財団における評議員会の設置

- ★ 従来は通知で規定していた評議員会を、医療法に規定

★ 指定管理者制度に関する規定の整備

- ★ 医療法人が、自治体病院など、地方公共団体が開設する病院、診療所、介護老人保健施設の管理を受託することを医療法上明確化。

★ 自己資本比率の廃止

- ★ 原則20%以上とする自己資本比率規制を廃止し、病院・診療所等に必要な施設、設備又は資金を有することを規定。

■ 関連資料、リンク集

医療制度改革のページ		▶	日医ホームページ
基本的な法令			
🔍	医療法	▶	

	医療法施行令		厚生労働省 ホームページ
	医療法施行規則		
医療法人に係る厚生労働省の資料			
	持分の定めのある医療法人の定款変更例(厚生労働省資料を改変したもの)		PDF(190k)
	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について(厚生労働省通知)		PDF(2526k)
	「医療法人制度について」(厚生労働省通知)		PDF(132k)
	「医療法人の基金について」(厚生労働省通知)		PDF(123k)
	基金拠出型医療法人のモデル定款(厚生労働省通知別添)		PDF(102k)
	医療法人における事業報告書等の様式について(厚生労働省通知)		PDF(207k)
	厚生労働省:説明資料 (H19.6.21日医都道府県連絡協議会資料抜粋)		PDF(603k)
	「基金制度の創設」(プレゼンテーション資料)		PDF(211k)
	「事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備」(プレゼンテーション資料)		PDF(208k)
	「定款又は寄附行為の変更について」(プレゼンテーション資料)		PDF(192k)
日本医師会の資料			
	「医療法人制度が変わりました！ 医療法人は平成20年3月末までに定款変更をしなければなりません」		PDF(511k)
	日本医師会:国会審議関係資料抜粋 ※衆議院(H19.4.26)、参議院(同年,6.7)に参考人意見陳述した際の提出資料の抜粋を統合したもの		PDF(100k)
	医療法人の定款変更について(いわゆる「持分あり医療法人」) (日本医師会通知)		PDF(72k)
	日本医師会「平成20年度の医療に関する税制に対する意見」		PDF(92k) 記者会見はこちら
	既存医療法人から新制度医療法人への移行について (日本医師会通知)		PDF(7k)

※ PDFファイルの閲覧には、[AdobeAcrobatReader](#)が必要です。



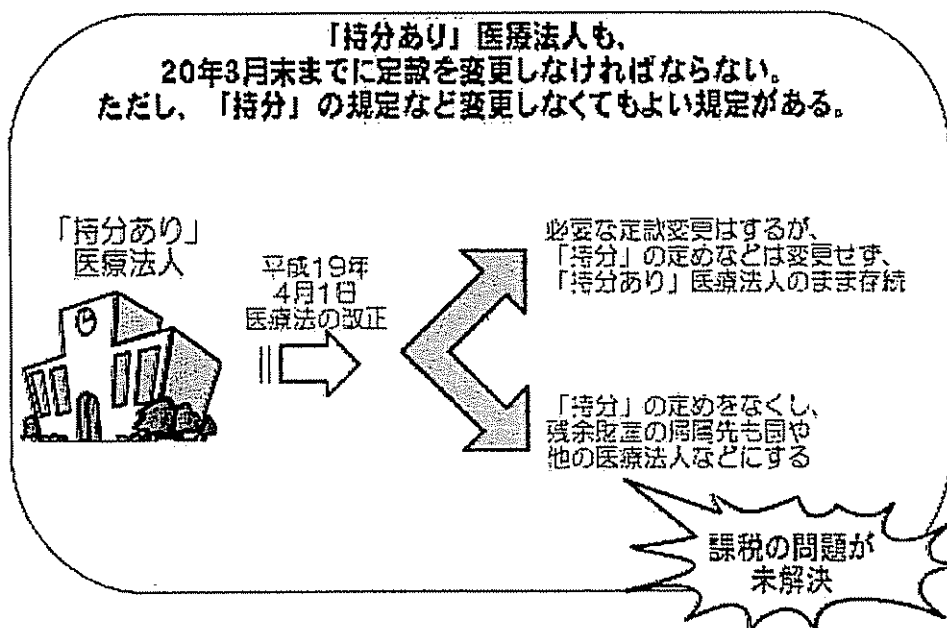
お問合せ先: [日本医師会地域医療第1課](#)

日本医師会ホームページ<http://www.med.or.jp/>
Copyright (C) Japan Medical Association. All rights reserved.



「持分あり」医療法人の定款変更について

- ・医療法人は、20年4月1日までに、必要な定款変更をすることになっています。
- ・ただし、経過措置が適用され、変更しなくてもよい箇所もあるので、注意が必要です。
- ・経過措置が適用されている規定も変更した場合は、元に戻すことは認められず、また課税のおそれもあります。
- ・経過措置が適用されるのは、次の通り。
 - 「持分」に応じた払戻し請求の規定
 - 医療法人を解散させ、清算した後に残った財産の帰属先の規定
- ・定款変更を行うためには、社員総会による議決、都道府県知事の認可が必要です。また、医療法人財団の場合は、評議員会の意見聴取、理事会による議決、都道府県知事の認可が必要になります。



注)

このページでは、なるべく簡潔に説明をしています。そのため、呼称等が法令上の表現とは異なり、厳密性を欠く場合がありますので、ご了承ください。関係法令や説明資料は、[こちら](#)をクリックしてください。

医療法人制度改革のページへ

**医療法人は、定款変更をする必要があります。
ただし、経過措置が適用される規定があります。**

19年3月末までに設立された医療法人は、平成20年3月末までに、次のような定款変更をする必要があります。

ただし、経過措置が適用される規定については、当分の間、定款の変更は不要ですので、ご注意ください。

医療法人財団の場合は、寄付行為の変更になります。

既存の医療法人には、経過措置が適用されます

従来は、厚生労働省が作成したモデル定款にしたがって、多くの医療法人社団が、「持分の定めのある医療法人」となっていました。

そのような医療法人の社員は、法人を退社(脱退)したときや、医療法人が解散・清算して残余財産があったときに、出資持分に応じて払戻しを請求することができました。

今回の医療法人制度改革では、法令(医療法)やモデル定款を改正し、その「持分の定めのある医療法人」を廃止することになりました。

ただし、既存の医療法人にもこの制度改革を適用すると医業経営に影響を与えることから、医療法人退社時の払戻し請求と残余財産の帰属先の2つの規定について、経過措置が適用されています。

経過措置が適用されている医療法人が、持分の定めを無くした場合、課税されるおそれがありますので、ご注意ください(法人に対する贈与税あるいは個人に対する所得税(配当所得)など)

→医療法人制度改革のポイントは、こちらをクリック

1. 医療法人退社時の払戻し請求

従来の規定(モデル定款)	経過措置
<社員> 第 条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。	左の規定は、医療法人の社員(構成員)が、法人を退社(脱退)したときに、社員になる際に出資した額に応じて、医療法人の資産から払戻しを受けることを認めるものです。 本則では、医療法人社団は、左の規定を削除し、持分の定めをなくさなければならないことになっています。 しかし、経過措置が適用されるので、<u>当分の間</u>、削除する必要はありません。 いったん、定款を変更し、左の規定を削除した場合は、<u>ふたたび同じ規定を設けることはできません</u>ので、ご注意ください。

2. 残余財産の帰属先

従来の規定(モデル定款)	経過措置
<定款の変更及び解散> 第 条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。	左の規定は、医療法人が解散したとき、その社員(構成員)が、清算後の残余財産から、社員になる際に出資した額に応じて払戻しを受けることを認めるものです。 本則では、医療法人社団は、左の規定を変更し、残余財産の帰属先を、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者(日本赤十字社等)、郡市区医師会／都道府県医師会、医療法人財団又は持分の定めのない医療法人社団としなければならないことになっています。 しかし、経過措置が適用されるので、<u>当分の間</u>、変更する必要はありません。 いったん、定款を変更して該当部分を改めた場合は、<u>ふたたび同じ規定を設けることはできません</u>ので、ご注意ください。

主な定款の変更例

厚生労働省モデル定款を基に作成。変更内容の詳細は、同モデル定款(PDF)を参照してください。

	変更後	変更前
定款変更の必要あり。 ただし、医療法人が、指定管理者(自治体病院などの運営受託)となっている場合のみ。	<目的及び事業> 第 条 本団がY市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)A病院 X県Y市Z町 (2)B診療所 X県Y市Z町 (3)C園 X県Y市Z町	— (追加)
右の通り変更するか否かは、医療法人の任意	<社員> 第 条 本団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	— (追加)
右の通り変更するか否かは、医療法人の任意	<資産及び会計> 第 条 本団の資産は次のとおりとする。 (1)設立当時の財産 (2)設立後寄附された金品 (3)諸種の資産から生ずる果実 (4)事業に伴う収入 (5)その他の収入 2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所に置いて備え置くものとする。	— (追加)
下線部について、定款変更の必要あり	<資産及び会計> 第 条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。 2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書をY県知事(y厚生局長)に届け出なければならない。	<資産及び会計> 第 条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これをY県知事(y厚生局長)に届け出なければならない。
右の通り変更するか否かは、医療法	<役員> 第 条 理事及び監事は、社員総会において	<役員> 第 条 理事及び監事は、社員総会において

人の任意	選任する。	本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
下線部について、定款変更の必要あり。 ただし、医療法人が、指定管理者(自治体病院などの運営受託)となっている場合のみ。	<役員> 第 条 本社が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	<役員> 第 条 本社の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、Y県知事(y厚生局長)の認可を受けた場合はこの限りでない。
右の通り変更するか否かは、医療法人の任意	<役員> 第 条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。	— (追加)
下線部について、定款変更の必要あり。	<役員> 第 条 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社の業務を監査すること。 (2) 本社の財産の状況を監査すること。 (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これをY県知事(y厚生局長)又は社員総会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 第 項 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。	<役員> 第 条 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。 第 項 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。
	<会議> 第 条 理事長は、必要があると認めるとき	<会議> 第 条 会議は、理事長がこれを招集し、そ

下線部について、定款変更の必要あり。	は、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	の議長となる。 2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
右の通り変更するか否かは、医療法人の任意	<解散及び合併> 第 条 本社は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、Y県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。	— (追加)
右の通り変更するか否かは、医療法人の任意	<解散及び合併> 第 条 本会社が解散したときは、<u>合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</u> 2 清算人は、<u>社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、Y県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。</u>	<解散及び合併> 第 条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって<u>社員の中からこれを選任することができる。</u>

	3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
下線部について、定款変更の必要あり。	<雑則> 第 条 本社の公告は、<u>官報</u>（及びxx新聞）によって行う。	<雑則> 第 条 本社の公告は、<u>xx新聞</u>（<u>官報</u>）によって行う。

■ 関連資料、リンク集

医療制度改革のページ			日医ホームページ
基本的な法令			
	医療法		厚生労働省 ホームページ
	医療法施行令		
	医療法施行規則		
医療法人に関する厚生労働省の資料			
	持分の定めのある医療法人の定款変更例(厚生労働省資料を改変したもの)		PDF(190k)
	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について(厚生労働省通知)		PDF(2526k)
	「医療法人制度について」(厚生労働省通知)		PDF(132k)
	「医療法人の基金について」(厚生労働省通知)		PDF(123k)
	基金拠出型医療法人のモデル定款(厚生労働省通知別添)		PDF(102k)
	医療法人における事業報告書等の様式について(厚生労働省通知)		PDF(207k)
	厚生労働省:説明資料 (H19.6.21日医都道府県連絡協議会資料抜粋)		PDF(603k)
	「基金制度の創設」(プレゼンテーション資料)		PDF(211k)
	「事業報告書等の作成・閲覧に関する規定の整備」(プレゼンテーション資料)		PDF(208k)
	「定款又は寄附行為の変更について」(プレゼンテーション資料)		PDF(192k)
日本医師会の資料			
			

	「医療法人制度が変わりました！ 医療法人は平成20年3月末までに定款変更をしなければなりません」		PDF (511k)
	日本医師会：国会審議関係資料抜粋 ※衆議院(H19.4.26)、参議院(同年.6.7)に参考人意見陳述した際の提出資料の抜粋を統合したもの		PDF (100k)
	医療法人の定款変更について(いわゆる「持分あり医療法人」) (日本医師会通知)		PDF (72k)
	日本医師会「平成20年度の医療に関する税制に対する意見」		PDF (92k) 記者会見はこちら
	既存医療法人から新制度医療法人への移行について (日本医師会通知)		PDF (7k)

※ PDFファイルの閲覧には、[AdobeAcrobatReader](#)が必要です。



お問合せ先：日本医師会地域医療第1課

日本医師会ホームページ<http://www.med.or.jp/>
Copyright (C) Japan Medical Association. All rights reserved.



[添付書類]

1. 定款又は寄附行為の変更内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
2. 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類
 - …社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録
 - …財団の医療法人にあつては、理事会（評議員会）の議事録
3. 現定款（変更前のもの）

新 旧 対 照 表

新	旧
第 条 資産のうち現金は、<u>確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</u> 第 条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u> <u>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を に届け出なければならない。</u> 第 条 (略) 5 監事は、<u>次の職務を行う。</u> (1) <u>本社の業務を監査すること。</u> (2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを福岡県知事又は社員総会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u> (6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 6 監事は、<u>本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</u>	第 条 資産のうち現金は、<u>日本郵政公社、</u>確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第 条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを に届け出なければならない。</u> 第 条 (略) 5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 6 監事は、<u>この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u>

第 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 第 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 第 条 本社の公告は、官報によって行う。	第 条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。 2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 第 条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。 第 条 本社の公告は、〇〇によって行う。
--	---

変更理由 医療法改正、郵政公社民営化に伴う変更。

年 月 日

福岡県知事 殿

(主たる事務所の所在地)

(医療法人名)

(理事長名)

印

定款（寄附行為）変更認可申請書

本法人の定款（寄附行為）の一部を変更したいので、医療法第50条第1項及び同法施行規則第32条の規定に基づき申請します。

医療法人 定時（臨時）社員総会議事録

1 日 時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 場 所 福岡県 、〇〇会議室 において

3 出 席 者 、 、 、・・・・・・
(本社員総数 名のうち、 名出席、 名委任状提出)

本社員定款第 条により理事長 が議長となり、定款第 条に規定する定款変更に必要な定足数に達したことを確認したのち、 時 分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 定款の一部変更承認の件

理事長 は、医療法改正及び郵政公社の民営化に伴い、本社の定款について別紙新旧対照表（案）のとおり変更する必要があることを説明し、議長はその案を一同に諮ったところ、異議なく承認された。

以上をもって、本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。(時 分)
本日の決議を確認するため出席者全員が署名捺印する。

社 員 (理 事 長)	印
〃 (理 事)	印
〃	印

(作成上の注意)

本議事録は参考例であり、併せて別件の定款変更や決算についても記載してよい。